

令和5年
4月1日
施行

ふじみ野市 犯罪被害者等支援条例 を制定しました



犯罪被害者等支援
シンボルマーク「ギョっとちゃん」

誰でもある日突然、犯罪や事故に巻き込まれ犯罪の被害者やその家族、遺族になる可能性があります。

市では、犯罪被害を受けた方やそのご家族、ご遺族が一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、犯罪被害者等基本法に基づき、様々な支援を行うために「ふじみ野市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。



～犯罪被害を受けた方が適切な支援を受けることを願って～

犯罪被害者支援総合的対応窓口

ふじみ野市役所 市民総合相談室内(本庁舎2階)

電話番号:049-262-9025

ファクス番号:049-261-5960

メールアドレス:shiminsodan@city.fujimino.saitama.jp

相談日時:午前8時30分～午後5時15分(月曜日～金曜日 ※祝日・年末年始を除く)



市の主な支援内容

相談及び情報の提供

市役所で行う手続きの案内など必要な情報提供や助言を行うとともに関係機関との連絡調整を行います。

見舞金の支給

犯罪被害による経済的負担の軽減を図るため、見舞金を支給します。詳しくは、表面の相談窓口にお問い合わせください。

日常生活の支援

早期に円滑な日常生活を営むことができるよう、個人の事情に応じた適切なサービスが提供されるよう支援します。

安全の確保

二次被害や再被害を防止し、安全を確保するため、避難先の確保や個人情報の適切な管理を行います。

相談窓口

彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター

相談日時：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(祝日、年末年始を除く)

概要：県、県警察、(公社)埼玉犯罪被害者援助センターが、一度の相談で複数の支援を利用することができる「ワンストップ支援体制」をとっています。相談は無料です。

電話番号：0120-735-001

性暴力等犯罪被害専用相談電話 「アイリスホットライン」

相談日時：24時間365日

概要：県、県警察、(公社)埼玉犯罪被害者援助センター、県産婦人科医会が連携して運営し、性犯罪や性暴力被害者の支援を行います。相談は無料です。

電話番号：0120-31-8341

法的トラブルに関する相談 (法テラス犯罪被害者支援ダイヤル)

相談日時：月曜日～金曜日 午前9時～午後9時
土曜日 午前9時～午後5時
(いずれも祝日、年末年始を除く)

概要：被害後の状況やニーズに応じて、さまざまな支援情報をご提供するほか、一定の要件に該当される方には弁護士費用等の援助制度をご案内するなど、犯罪被害にあわれた方やご家族の方などを多角的にサポートします。

電話番号：0120-079714

性暴力に関するSNS相談事業 「Cure Time(キュアタイム)」

相談日時：毎日 午後5時～9時

概要：内閣府が実施している事業で、性暴力被害者支援等の専門家がチャットを通じて相談を受け付けます。年齢・性別は問いません。匿名でも相談できます。



地域や事業者の皆さんへ

犯罪被害者が日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、当事者の心情や置かれている状況、支援の必要性、周囲の無理解や心ない言動などによる二次被害の防止の重要性についてご理解ください。